

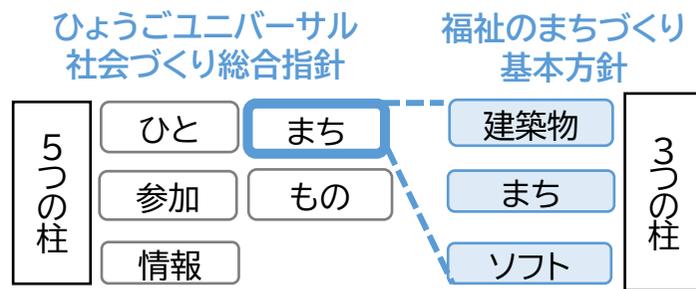
福祉のまちづくり基本方針の改定 (新計画期間：R8～12年度／現計画期間：R3～R7年度)

理念

ユニバーサル社会の実現に向け、すべての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくり

位置付け

ユニバーサル社会づくり総合指針の「まち」を具体化



改定の背景(社会情勢の変化等)



- ユニバーサルツーリズム推進条例の施行(R5.4)
- 障害者の社会進出の増加



■在留外国人の増加

改定の3つの視点



観光地、交通結節点、高齢者等の利用が多い地域



万博における取組の継承



相互理解、合理的配慮の提供

基本方針の概要

① 3つの視点を踏まえ各施策を展開

「建築物」のユニバーサル化の推進

- 【継】 公益的施設や住宅等のバリアフリー化の推進
- 【拡】 障害者等が施設を点検、助言するチェック&アドバイス制度の更なる活用促進

「まち」のユニバーサル化の推進

- 【継】 鉄道駅やバス車両等のバリアフリー化
- 【拡】 面的なユニバーサル化の推進

ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進

- 【継】 施設のバリアフリー情報の公表を推進
- 【拡】 ICTを活用した移動支援・情報発信



チェック&アドバイス



バリアフリー情報の公表



視覚障害者の移動支援



駅のバリアフリー化

② 主な目標(R12目標)

- ☑ チェック&アドバイスの実施数(累計) 225件→325件
 - ☑ 県営住宅のバリアフリー化率 75%→80%
 - ☑ 3千人未満/日の駅のバリアフリー化 64駅→74駅
 - ☑ ハンステップバスの導入率 75%→80%
 - ☑ バリアフリー情報の公表率 85%→90%
- など

スケジュール

R7.4～12 委員会で検討 ▶ R7.12 素案確定 ▶ R7.12.26～R8.1.15 パブコム ▶ R8.3 まちづくり審議会答申 ▶ R8.3 公表(資料配布)